

1 市民税

担当課
市民税課 024-924-2081

市民税は、個人の負担する「個人市民税」と会社などが負担する「法人市民税」があります。個人市民税は一般に県民税と合わせて市県民税（住民税）と呼ばれます。

この市民税は、市民の皆さんがそれぞれの所得に応じて負担することになっており、一定以上の所得があることによって納める**均等割**と、個人の所得に応じて納める**所得割**（法人市民税の場合は「**法人税割**」といいます。）があります。

個人市民税

市県民税・森林環境税(国税)を納める人(納税義務者)

納税義務者	納める税額
市内に住所がある人	均等割額、所得割額、森林環境税(国税)
市内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている個人で市内に住所がない人	均等割額

※市内に住所があるかどうか、また事務所等を持っているかどうかは、毎年1月1日現在(これを「**賦課期日**」といいます。)の状況で判断します。

ひとくちメモ

森林環境税とは、市町村において個人住民税均等割の枠組みを用いて賦課徴収します。その税額の全額が、国から森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

森林環境譲与税の用途について、市町村においては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及び促進に関する費用に、県においては森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てることとされています。

市県民税・森林環境税(国税)の非課税基準

● 均等割額、所得割額、森林環境税(国税)のいずれもかからない人

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- ・前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下である人

28万円×(配偶者を含む扶養親族数+1)+10万円+扶養親族がいる場合は16万8千円

● 所得割額がかからない人(均等割額と森林環境税(国税)がかかる人)

上記「均等割、所得割、森林環境税(国税)のいずれもかからない人」に該当せず、前年中の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下である人

35万円×(配偶者を含む扶養親族数+1)+10万円+扶養親族がいる場合は32万円

税額の計算

● 均等割額と森林環境税(国税)

市内に住所を有する方で、一定金額を超える所得があれば一律にかかります。また、市内に住所を有しない方であっても、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する方は均等割額がかかります。

区 分		令和5年度まで	令和6年度以降
森林環境税	国 税	—	1,000円(家屋敷課税の場合は非該当)
個人住民税均等割	県 民 税	2,500円	2,000円
	市 民 税	3,500円	3,000円
計		6,000円	6,000円(家屋敷課税の場合5,000円)

※1 県民税には福島県森林環境税(県税1,000円)が含まれています。

※2 東日本大震災からの復興財源を確保として、平成26年度から均等割が1,000円(市民税500円、県民税500円)加算されており令和5年度で終了しますが、令和6年度から新たに森林環境税(国税1,000円)が加算されるため負担額は変わりません。

● 所得割額

所得割の税額は、一般に次の方法で計算されます。

課税総所得金額(1,000円未満切捨て)
(1) 所得金額 - (2) 所得控除

×

税率 10%
[市民税 6%
 県民税 4%]

—

(3) 税額控除額

(1) 所得金額

所得金額は収入金額からその収入を得るためにかかった必要経費等を差し引いた金額です。

所得の種類	所得金額の計算方法
事業所得	農業、漁業、製造業、医師などの事業から生じる所得 収入金額 - 必要経費
不動産所得	地代、家賃、権利金など 収入金額 - 必要経費
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子 収入金額
配当所得	株式や出資の配当など 収入金額 - 株式などの元本取得のために要した負債の利子
給与所得	給料、賃金、賞与など 収入金額 - 給与所得控除額 - 所得金額調整控除額
雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得 次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 ② ①を除く雑所得の収入金額 - 必要経費
譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得 収入金額 - 資産の取得価格などの必要経費 - 特別控除額 短期譲渡所得の所得金額 + (長期譲渡所得の所得金額 × 1/2)
一時所得	競馬の払戻金、生命保険の配当金、クイズの賞金など { 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 (最高50万円) } × 1/2
山林所得	山林を売った場合に生じる所得 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 (最高50万円)
退職所得	退職金、一時恩給など (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 詳しくは12ページ参照

● 給与所得

給与所得においては、収入金額から必要経費に代わるものとして**給与所得控除額**を差し引いて計算します。給与所得の金額は次の表で計算します。

給与等の収入金額	給与所得の金額	
1円～ 550,999円	0円	
551,000円～ 1,618,999円	収入金額－550,000円	
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～ 1,799,999円	<small>収入金額を「4」で割って 千円未満を切り捨てます。 (算出金額:A)</small> $A \times 4 \times 60\% + 100,000$ 円	
1,800,000円～ 3,599,999円		$A \times 4 \times 70\% - 80,000$ 円
3,600,000円～ 6,599,999円		$A \times 4 \times 80\% - 440,000$ 円
6,600,000円～ 8,499,999円	収入金額×90%－1,100,000円	
8,500,000円～以上	収入金額－1,950,000円	

● 所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

① 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

ア.特別障害者に該当する

イ.年齢23歳未満の扶養親族を有する

ウ.特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者(事業専従者を除く。)

で合計所得金額が48万円以下の人

控除額=(給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円)×10%

② 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

控除額=(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円))－10万円

※①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除します。

● 公的年金等の雑所得

公的年金等(厚生年金、国民年金、恩給など)による雑所得は、収入金額から**公的年金等控除額**を差し引いて計算します。公的年金等による雑所得の金額は次の表で計算します(公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります)。

受給者の年齢が65歳以上の場合(昭和34年1月1日以前に生まれた人)

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
1円～3,299,999円	収入金額－1,100,000円
3,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%－275,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%－685,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額×95%－1,455,000円
10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円

受給者の年齢が65歳未満の場合(昭和34年1月2日以後に生まれた人)

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
1円～1,299,999円	収入金額－600,000円
1,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%－275,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%－685,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額×95%－1,455,000円
10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円

(2)所得控除

所得控除は、納税義務者の最低生活費、災害などによる異常な出費などの個人的な事情を考慮して、能力に応じた負担を求めるために所得金額から差し引きます。

控除区分	控除の内容	控除額
雑損控除	前年中に災害(火災、風水害など)や盗難などにより生活用資産に損害を受けた場合	次の①と②のいずれが多い方の金額 ①(損失の金額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額×10%) ②災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	前年中に医療費を支払った場合	(支払った医療費－保険などで補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額×5%の額か10万円のいずれか少ない額) 控除限度額は200万円
医療費控除特例 (セルフメディケーション税制)	健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取組(健康診断、予防接種等)を行う個人が前年中にスイッチOTC医薬品を購入した場合 (平成30年度から令和9年度までが対象) ※医療費控除との選択制	購入費用－12,000円 控除限度額は88,000円
社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民健康保険税、公的年金の掛金など)を支払った場合	支払った額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度により掛金を支払った場合	支払った額
生命保険料控除	① 新契約(※)に係る一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除について適用を受ける場合 ※平成24年1月1日以降に保険会社等と締結した保険契約	12,000円以下は全額
		12,000円超32,000円以下は 支払額×1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下は 支払額×1/4+14,000円 56,000円を超える場合は28,000円 合計適用限度額は70,000円
	② 旧契約(※)に係る一般生命保険料、個人年金保険料の控除について適用を受ける場合 (従前の計算方法が適用されます。) ※平成23年12月31日以前に保険会社等と締結した保険契約	15,000円以下は全額 15,000円超40,000円以下は 支払額×1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下は 支払額×1/4+17,500円 70,000円を超える場合は35,000円 合計適用限度額は70,000円
	③ ①と②の両方がある場合	新契約と旧契約の双方の支払保険料について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合は、それぞれ①及び②の金額の合計額(上限28,000円)となります。(ただし、②の金額が28,000円を超える場合は②の金額) 合計適用限度額は70,000円

控除区分	控除の内容	控除額
地震保険料控除	① 支払った保険料が地震保険料だけの場合	50,000円以下は、支払額×1/2 50,000円を超える場合は25,000円
	② 支払った保険料が旧長期損害保険料だけの場合	5,000円以下は全額 5,000円超15,000円以下は 支払額×1/2+2,500円 15,000円を超える場合は10,000円
	③ ①と②の両方がある場合	①と②で求めた金額の合計額が 25,000円以下は合計額の全額 上記の合計額が25,000円を超える 場合は25,000円
ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者で、かつ前年の合計所得金額が500万円以下の人	300,000円 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載があるものは対象外
寡婦控除	上記「ひとり親控除」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別(生死不明も含む。)した後婚姻をしていない人で、合計所得金額が500万円以下の人	260,000円 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載があるものは対象外
勤労学生控除	前年の合計所得金額が75万円以下で、かつ給与所得等以外の所得金額が10万円以下の学生	260,000円
障害者控除	本人、控除対象配偶者、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者に該当する場合	障害者1人につき 260,000円 (特別障害者は300,000円 同居の特別障害者は530,000円)
扶養控除	生計を一にする親族(配偶者を除く。)で、前年の合計所得金額が48万円以下の人(事業専従者との重複は不可)	一般扶養親族 33万円 (16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満) ※16歳未満の扶養親族に係る扶養控除はありませんが、障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除の適用や均等割・所得割の非課税判定に用いられます。 特定扶養親族(19歳以上23歳未満) 45万円 老人扶養親族(70歳以上) 38万円 同居老親等 45万円 (老人扶養親族のうち、本人や本人の配偶者の直系尊属で同居している人)
基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下の納税義務者全てに適用されます	合計所得金額が 2,400万円以下の場合 43万円 合計所得金額が 2,400万円超2,450万円以下の場合 29万円 合計所得金額が 2,450万円超2,500万円以下の場合 15万円 合計所得金額が 2,500万円超の場合 適用なし

控除区分	控除の内容	控除額
配偶者控除	納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下であり、配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下の人(事業専従者との重複は不可)	別表「配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額」のとおり
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者があり、次の全てに該当する人 (1)納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円以下である人 (2)配偶者の前年の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の人 (3)配偶者が事業専従者及び他の者の扶養親族でない人	別表「配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額」のとおり

別表「配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額」

		納税義務者の合計所得			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
	老人控除対象配偶者 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	配偶者控除・配偶者特別控除適用なし				

同一生計配偶者

ひとくちメモ

納税義務者の合計所得が1,000万円を超え、合計所得が48万円以下の生計を一にする配偶者(同一生計配偶者)を有する場合(上図の赤枠内)、配偶者控除の控除額は適用されませんが、扶養親族等の数に加えることができます。また、同一生計配偶者が(特別)障害者に該当する場合は、(特別)障害者控除の対象となります。

(3) 税額控除等

● 調整控除

所得税と市県民税における人的控除額(扶養控除、基礎控除等)の差(※)に基づく負担額を調整するため、市県民税所得割から次の額を控除します。

また、調整控除の対象は課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下「合計課税所得金額」という。)です。

合計課税所得金額が200万円以下の場合

①と②のいずれか小さい額の5%(市民税3%、県民税2%)

①人的控除の差の合計 ②市県民税の合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計-(市県民税の合計課税所得金額-200万円)}の5%(市民税3%、県民税2%)ただし、この金額が2,500円未満の場合は、2,500円となります。

※ 人的控除額の差とは

市県民税と所得税では基礎控除額や扶養控除額(控除対象配偶者、一般扶養、特定扶養等)が異なります。その差額を人的控除額の差といいます。なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。

● 外国税額控除

所得割の納税義務者が、外国で所得税や市県民税に相当する税が課税された場合、国際間の二重課税を調整するため、一定の方式で税額控除を行います。

● 配当控除

株式等の配当所得がある場合、算出された所得割額から配当控除を差し引くことができます。配当控除は、配当所得に次の率(控除率)を乗じた額です。

課税総所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期(短期)譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額		1,000万円以下の部分		1,000万円を超える部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
種 類	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
	証券投資信託等 外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	証券投資信託等 外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

● 配当割額・株式等譲渡所得割額控除

前年中に上場株式等に係る配当所得や譲渡所得があり、配当割額や株式等譲渡所得割額を特別徴収された方が、その所得を次年度の市県民税の申告(確定申告を含む。)に含めて申告する場合には、特別徴収された配当割額や株式等譲渡所得割額を算出された所得割額から控除します。

なお、控除しきれない金額がある場合(配当割額+株式等譲渡所得割額>所得割額)は控除しきれない金額を均等割額に充当し、充当しきれない金額を還付(市税に未納がある場合は充当)します。

● 住宅借入金等特別税額控除

平成21年から令和7年12月31日までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合、算出された所得割額から次の額を控除します。

なお、この控除の適用を受けるためには、市への申告は不要ですが、所得税の確定申告又は年末調整(初年度については確定申告)が必要になります。

入居した年月	控除限度額
平成21年1月から 平成26年3月まで	A×5%(最高97,500円)
平成26年4月から 令和3年12月まで	A×7%(最高136,500円)
令和4年1月から 令和7年12月まで	A×5%(最高97,500円)

※表中のAは所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額)です。

なお、控除期間について、一定の省エネ基準を満たす新築住宅等に令和4年から令和7年までに入居した場合は13年間、その他の新築住宅に令和4年または令和5年に入居した場合は13年間、令和6年または令和7年に入居した場合は10年間となり、既存住宅については令和4年から令和7年までに入居した場合は10年間となります。

● 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(総所得金額等の30%が限度)が2,000円を超える場合には、その超える金額の市民税6%、県民税4%に相当する額を控除します。

- ①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(ふるさと納税)
- ②住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ③条例で指定された団体に対する寄附金

なお、①の寄附金には、次の金額も加算(ただし、所得割の20%が限度)

$$(\text{①の寄附金}-2,000\text{円}) \times (90\% - \text{所得税の限界税率} \times 1.021)$$

◎ ふるさと納税ワンストップ特例制度

平成27年4月1日から、次のすべての条件を満たす方がふるさと納税をする際に、ふるさと納税先の団体に特例の申請をすることにより、確定申告を行わなくても、寄附をした年の翌年度の市県民税から、所得税の控除分と併せて寄附金控除が受けられます。

<適用条件>

- ・確定申告書及び住民税申告書の提出を要しない方
- ・ワンストップ特例申請で寄附をする団体数が、年間で5団体以下の方

※総務大臣が一定の基準に適合した都道府県・市町村を「ふるさと納税(特例控除)」の対象として指定する「ふるさと納税に係る指定制度」が創設されました。令和元年6月1日から指定を受けていない地方団体に対する寄附金は特例控除の対象外となります(注)。

(注) 市県民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分は対象外となりますが、所得税の所得控除及び市県民税の基本控除の対象にはなりません。

● 定額減税

納税義務者の合計所得金額が1,805万円以下の場合、令和6年度の所得割の額から本人1万円、控除対象配偶者又は扶養親族(国外居住者を除く。)1人につき1万円を控除します。

課税の特例

● 譲渡所得の特例

個人が土地や建物を売ったときは、売った土地や建物をいつから持っていたかで計算のしくみが異なります。

(1) 長期譲渡所得の特例

長期譲渡所得とは、譲渡した年の1月1日現在で、所有期間が5年を超える土地建物等を譲渡して得た所得をいいます。

次の計算式により所得割額を計算します。

$$(長期譲渡所得の収入金額 - 必要経費 - 特別控除額) \times 税率$$

《代表的な特別控除額》

譲 渡 所 得 の 理 由	特別控除額
土地収用法などで土地建物等を収用などされた場合	5,000万円
居住用財産(自分の住んでいる家屋や敷地など)を譲渡した場合	3,000万円
地方公共団体などが行う特定住宅地造成事業などのために土地等を譲渡した場合	1,500万円

《長期譲渡の区分による税率表》

		市 民 税	県 民 税
一 般 の 長 期 譲 渡		3%	2%
優良宅地等に係る長期譲渡(特定所得)	2,000万円以下	2.4%	1.6%
	2,000万円を超える部分	3%	2%
居住用財産に係る長期譲渡(軽課所得)	6,000万円以下	2.4%	1.6%
	6,000万円を超える部分	3%	2%

(2) 短期譲渡所得の特例

短期譲渡所得とは、譲渡した年の1月1日現在で、所有期間が5年以下の土地建物等を譲渡して得た所得をいいます。

次の計算式により所得割額を計算します。

$$(\text{短期譲渡所得の収入金額} - \text{必要経費}) \times \text{税率}$$

《短期譲渡の区分による税率表》

	市民税	県民税
短期譲渡（一般）	5.4%	3.6%
短期譲渡（軽減）	3%	2%

● 退職所得の特例

退職所得に係る市県民税は、他の所得と分離して計算され、退職金などの支払を受けるときに徴収されます。

計算式は次のとおりです。

(1) 勤続年数が5年以下の法人役員等の場合

$$\text{退職所得金額} = \text{退職金収入額} - \text{退職所得控除額}$$

(2) 勤続年数が5年以下の法人役員等以外の場合

【退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下】

$$\text{退職所得金額} = (\text{退職金収入額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

【退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える】

$$\text{退職所得金額} = 150\text{万円} + (\text{退職金収入額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額}))$$

(3) 上記以外の場合

$$\text{退職所得金額} = (\text{退職金収入額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

※退職所得税額=退職所得金額×税率(市民税6%、県民税4%)

(それぞれ100円未満は切り捨てる。)

《退職所得控除額》

勤続年数 (1年未満は切上げ)	退職所得控除額
20年以下のとき	40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合には80万円)
20年を超えるとき	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※障害者になったことに直接起因して退職したと認められる場合は100万円が加算されます。

ひとくちメモ

分離課税とは、退職所得、土地・建物の譲渡所得などがあり、他の所得と分離して、それぞれ所得ごとに、特別な方法で市県民税を計算します。

申告

毎年1月1日(賦課期日)に郡山市内に住んでいる人は、前年中の収入を市に申告しなければなりません。

申告書の提出期限は、**3月15日**です。

なお、3月15日が土日祝日に当たる場合は、その翌平日になります。

● 申告しなくてもよい人

- (1) 前年中に所得がなく、郡山市内居住の家族の扶養になっている人
- (2) 前年中の所得が給与のみで、勤め先から郡山市へ給与支払報告書の提出があり控除の追加がない人
- (3) 前年中の所得が公的年金等のみで、年金支払者から郡山市へ公的年金等支払報告書の提出があり、控除の追加がない人
- (4) 所得税の確定申告をした人

● 株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告について

上場株式等の配当所得等(大口株主分を除く)については「配当割額」が、また源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等に係る譲渡所得等に対しては「株式譲渡所得割額」が特別徴収されるので、これらの所得について原則申告する必要はありません。

なお、令和5年度までは市県民税申告書において所得税と異なる課税方式を選択することにより総所得金額等や合計所得金額に当該所得を算入させないことが可能でしたが、税制改正により令和6年度から所得税と市県民税の課税方式を一致させることとなり、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなりました。

すなわち確定申告で当該所得を申告した場合、市県民税においても総所得金額等や合計所得金額に当該所得が算入されることとなります。

● パソコン・スマートフォンからも市県民税額の計算・市県民税申告書作成ができます。

ウェブ上の「個人住民税額シミュレーションシステム」を使用して、市県民税額を算出することができます。

また、作成した申告書を提出する場合は、マイナポータルのぴったりサービスや郵送等により市民税課へ提出してください。

詳しくは

郡山市 税額シミュレーション

検索

税金を納めるには

市民税は、県民税・森林環境税（国税）と合わせて納税することとなっていますが、納税の方法には、普通徴収（個人での納付書払い又は口座振替）と特別徴収（給与又は公的年金から差引きする方法）の2つの方法があります。

● 普通徴収

事業所得者などの市県民税は、前述の申告書に基づき計算された税額が、納税通知書によって市から納税義務者に通知され、通常6月、8月、10月と、翌年の1月の4回に分けて納めていただきます。

● 特別徴収

給与所得者については、給与の支払者（「特別徴収義務者」といいます。）が、市からの通知書により、毎月（6月から翌年の5月まで）の給与から税金を差し引きし、納税義務者に代わって納めます。

● 公的年金からの特別徴収

65歳以上で公的年金を受給されている方の年金所得に係る市県民税額は原則公的年金からの特別徴収（差引き）となります。

※この制度は、納付方法が変更になるだけで新たな税負担が生じるものではありません。

◆ 対象者

次の要件に全て該当する方が対象です。

- (1) 前年中に公的年金の支払いを受けている方
- (2) 当該年度の初日（毎年4月1日）において、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方
- (3) 老齢基礎年金等の年額が18万円以上である方（1つの年金において18万円以上）
- (4) 郡山市での介護保険料が年金から差し引かれている方

注) 上記の(1)～(4)の条件すべてに該当しても、特別徴収にならない場合

- ① 特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える場合
- ② 公的年金等に係る所得について税額が生じない場合

◆ 65歳未満の公的年金受給者の方

給与からの特別徴収により納付されている方は、公的年金に係る市県民税も原則給与からの特別徴収となります。なお、公的年金に係る市県民税を普通徴収で納付を希望する場合は、毎年申告の際に、自分で納付する旨の記載を忘れずにお願いします。

◆ 特別徴収の対象となる年金

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等です。

なお、複数の年金を受給されている場合は、必ずしも受給金額の多い年金から差し引かれるのではなく、年金の支払者及び種類によって優先順位が定められています（23ページ参照）。

※遺族年金や障害年金など課税されない年金からは、市県民税は差し引きされません。

◆ 特別徴収される市県民税の金額

年金所得から計算した市県民税の金額のみです。

※給与、不動産、事業などの所得金額から計算した市県民税は、これまでどおり給与からの特別徴収又は普通徴収となります。

◆ 特別徴収が中止となる場合

税額が減額となり、特別徴収済税額が年税額を上回った場合や年金の支給停止などが発生した場合は、年金からの特別徴収が中止となります。

※転出・税額変更が生じても一定の要件の下、特別徴収は継続されます。

◆ 納付の方法と時期

前年の所得、申告等に基づき計算された税額が、納税通知書によって市から納税義務者に通知され、年金支給月に年金から直接差し引きとなります。

ただし、年金からの特別徴収が(1)新たに始まる方と(2)前年度から継続される方とによって、納付方法が異なります。

(1) 新たに年金からの特別徴収が始まる場合(初年度)

初年度における各期・月の税額					
普通徴収		年金からの特別徴収(本徴収)			
6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	2月	
年税額の1/4ずつ		残りの税額の1/3ずつ			

初年度の方は、年税額の半分を普通徴収で、残りの半分を年金からの特別徴収(本徴収)で納めていただきます。

(2) 年金からの特別徴収が前年度から継続される場合(次年度以降)

次年度以降における各月の税額					
年金からの特別徴収(①仮徴収)			年金からの特別徴収(②本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度の年税額の1/6ずつ			残りの税額の1/3ずつ		

①仮徴収…4・6・8月に、前年度の年税額の2分の1に相当する額が特別徴収されます。

②本徴収…10・12・2月に、年税額から仮徴収分を差し引いた残りの税額が特別徴収されます。

市県民税の計算例

Aさんの場合（年金収入者）

夫婦（妻は所得なし。国内居住） 令和6年1月1日現在、本人70歳、妻67歳

令和5年中の 収入及び支出	公 的 年 金 収 入	2,400,000円
	国 保 ・ 介 護 の 支 払 額	210,500円
	地 震 保 険 の 支 払 額	20,000円

公的年金に係る雑所得の計算

2,400,000円 - 1,100,000円 = 1,300,000円 ……①
 （公的年金収入） （公的年金に係る雑所得）

所得控除

項 目	所 得 税	市 県 民 税
社会保険料控除	210,500円	210,500円
地震保険料控除	20,000円	10,000円
配偶者控除	380,000円	330,000円
基礎控除	480,000円	430,000円
計	1,090,500円	980,500円

） 人的控除の差額100,000円…②
 ……③

課税総所得金額（①-③）

1,300,000円-980,500円=319,500円 → 319,000円（1,000円未満切捨て）…④

所得割額（④×税率）

県民税：319,000円×4%=12,760円…⑤

市民税：319,000円×6%=19,140円…⑥

調整控除額

319,000円 ≤ 2,000,000円なので

②人的控除の差100,000円と④課税総所得金額319,000円の小さい方の金額の5%

100,000円 < 319,000円 → 100,000円の5%が調整控除額となります。

100,000円×5%=5,000円…⑦

内訳

県民税⑦×0.4：5,000円×0.4=2,000円…⑧

市民税⑦×0.6：5,000円×0.6=3,000円…⑨

調整控除後の所得割額

県民税（⑤-⑧）：12,760円-2,000円=10,760円…⑩

市民税（⑥-⑨）：19,140円-3,000円=16,140円…⑪

県民税額及び市民税額

県民税（⑩+県民税均等割額）：10,760円+2,000円=12,700円（100円未満切捨て）…⑫

市民税（⑪+市民税均等割額）：16,140円+3,000円=19,100円（100円未満切捨て）…⑬

森林環境税：1,000円…⑭

定額減税：20,000円…⑮

令和6年度市県民税額（⑫+⑬+⑭-⑮）：12,700円+19,100円+1,000円-20,000円=12,800円

Bさんの場合 (サラリーマン)

夫婦子供2人 (妻子は所得なし。令和6年1月1日現在、子供16歳と19歳。妻子とも国内居住。)

令和5年中の 収入及び支出	給 与 収 入	6,050,000円
	社 保 ・ 年 金 の 支 払 額	640,000円
	生命保険 (新契約) の支払額	100,000円

給与所得の計算

6,050,000円 (給与収入) $\div 4 = 1,512,500$ 円 \rightarrow 1,512,000円 (1,000円未満切捨て)
 1,512,000円 $\times 4 \times 80\% - 440,000$ 円 = 4,398,400円 (給与所得) …①

所得控除

項 目	所 得 税	市 県 民 税
社会保険料控除	640,000円	640,000円
生命保険料控除	40,000円	28,000円
配偶者控除	380,000円	330,000円
扶 養 控 除	380,000円	330,000円
特 定 扶 養 控 除	630,000円	450,000円
基 礎 控 除	480,000円	430,000円
計	2,550,000円	2,208,000円

} 人的控除の差額330,000円…②
 ……………③

課税総所得金額 (①-③)

4,398,400円 - 2,208,000円 = 2,190,400円 \rightarrow 2,190,000円 (1,000円未満切捨て) …④

所得割額 (④ \times 税率)

県民税 : 2,190,000円 $\times 4\% = 87,600$ 円 ……………⑤
 市民税 : 2,190,000円 $\times 6\% = 131,400$ 円 ……………⑥

調整控除額

2,190,000円 > 2,000,000円 なので
 330,000円 (②) - (2,190,000円 (④) - 2,000,000円) = 140,000円
 の5%が調整控除額となります。
 140,000円 $\times 5\% = 7,000$ 円 ……………⑦

内訳

県民税⑦ $\times 0.4$: 7,000円 $\times 0.4 = 2,800$ 円 ……⑧
 市民税⑦ $\times 0.6$: 7,000円 $\times 0.6 = 4,200$ 円 ……⑨

調整控除後の所得割額

県民税 (⑤-⑧) : 87,600円 - 2,800円 = 84,800円 ……⑩
 市民税 (⑥-⑨) : 131,400円 - 4,200円 = 127,200円 ……⑪

県民税額及び市民税額

県民税 (⑩+県民税均等割額) : 84,800円 + 2,000円 = 86,800円 ……⑫
 市民税 (⑪+市民税均等割額) : 127,200円 + 3,000円 = 130,200円 ……⑬

森林環境税 : 1,000円 ……⑭
 定額減税 : 40,000円 ……⑮

令和6年度市県民税額

(⑫+⑬+⑭-⑮) : 86,800円 + 130,200円 + 1,000円 - 40,000円 = 178,000円

市税に関するQ&A

所得税と市県民税の違いは？

Q 所得税と市県民税は、どちらも個人の所得に課税されると聞いていますが、どのような点が違うのでしょうか？

A 所得税と市県民税の主な違いは次のとおりです。

課税団体	市県民税		所得税	
	市町村及び都道府県		国	
いつの所得に課税されるか	令和6年度市県民税は、令和5年中の所得に課税されます。 (前年所得課税)		令和5年分所得税は、令和5年中の所得に課税されます。 (現年所得課税)	
均等割	市民税3,000円 県民税2,000円		均等割に相当する制度はありません。	
税率	市民税6% 県民税4%		5%から45%までの7段階	
所得控除	基礎控除 配偶者控除 配偶者特別控除 一般の扶養控除 特定の扶養控除 など	最高43万円 最高33万円 最高33万円 33万円 45万円	基礎控除 配偶者控除 配偶者特別控除 一般の扶養控除 特定の扶養控除 など	最高48万円 最高38万円 最高38万円 38万円 63万円

他の市町村の市県民税と比べると？

Q 郡山市は、他の市町村と比べて市県民税が高いということはありませんか？

A 市県民税には、納税者の所得金額に応じて負担する「所得割額」と、納税者が均等に負担する「均等割額(※)」があります。

郡山市の場合、所得割は地方税法に基づく標準税率になっていますので、高いということはありません。

(※)均等割額

均等割額は都道府県によって異なります。福島県の場合、県民税均等割額に福島県森林環境税(1,000円)が含まれています。

区分	均等割額
市民税	年額3,000円
県民税	年額2,000円

市税に関するQ&A

退職した翌年にも納税通知書がきましたが？

Q 私は令和5年11月に会社を退職し、令和6年1月に納税通知書により市県民税を納税しましたが、令和6年6月にも納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょうか？

A 市県民税は、前年中の所得に基づき課税されます。そして、特別徴収（給料差引き）の場合は、6月から翌年の5月までの12回で給料から差引きします。したがって、令和6年1月に納めていただいた市県民税は、令和4年中の所得に基づき課税された令和5年度の市県民税のうち、退職により給料から差引きできなくなった残りの市県民税です。
また、6月に送られてきた納税通知書は、令和5年中の所得（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得）に基づく令和6年度の市県民税です。

亡くなった方の市県民税は？

Q 私の夫は令和6年2月に亡くなりましたが、令和6年度の納税通知書が送られてきました。亡くなった人の分まで市県民税を納めなければいけないのでしょうか？

A 市県民税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に住んでいる人に対し、前年中（前年の1月から12月まで）の所得に基づき、課税されることになっています。したがって、令和6年1月2日以降に亡くなられた方に対しても、令和6年度の市県民税が課税され、相続人が納税義務を引き継ぐこととなります。

年の途中で引越した場合の課税市町村は？

Q 私は令和6年2月1日に郡山市からF市へ引越しました。令和6年度の市県民税はどちらに納めることになるのでしょうか？

A 令和6年1月1日現在では、あなたの住所は郡山市にありましたので、その後、F市へ引越されても令和6年度の市県民税は、郡山市に納めていただくことになります。
また、国外に転出された方の中で、市税の納付が困難になる場合、市内に「納税管理人」を設定し、市に届け出る必要があります。

市税に関するQ&A

パート収入の税金は？

Q 私の妻はパートに出っていますが、年間収入がいくらになると市県民税がかかりますか？また、この場合、私の配偶者控除の対象になるのでしょうか？

A 市県民税は、収入金額が93万円を超えとかかります。配偶者控除の対象となるのは、収入金額が103万円までです。また、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。収入金額と控除の関係は次の表を参照してください。

パートの収入	所得税	市県民税	配偶者控除	配偶者特別控除
93万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない
93万円超 103万円以下	かからない	かかる	受けられる	受けられない
103万円超 201.6万円未満	かかる	かかる	受けられない	受けられる
201.6万円以上	かかる	かかる	受けられない	受けられない

※所得控除は基礎控除のみとしています。

なお、障害者である場合は、年間所得135万円（パート収入で換算すれば2,043,999円）まで市県民税はかかりません。

給与以外の所得がある場合の特別徴収は？

Q 今までの収入は給与のみだったため、市県民税は給与からの特別徴収で納めていましたが、昨年不動産の所得も生じるようになりました。不動産所得についても給与からの特別徴収になるのでしょうか？

A 給与・公的年金等以外（令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得については、申告において給与からの特別徴収か普通徴収か選択するようになります。確定申告をされる際は、住民税に関する事項の住民税の徴収方法に「特別徴収」か「自分で納付」の記入をお願いします。

給与以外の所得が20万円以下のときの申告は？

Q 私は勤務のかたわらとある雑誌に原稿を書き、その所得が15万円ほどあります。こういう場合その所得が20万円以下であれば確定申告をしなくても良いと知人に聞きましたが、市県民税の申告もしなくていいのでしょうか？

A 所得税においては、1か所から支払を受けている給与所得者の給与について、源泉徴収や年末調整が行われている場合で給与所得以外の所得金額の合計額が20万円以下であるときは、確定申告が不要となっています。しかし、市県民税においては、他の所得と合算して税額を計算するので、給与所得以外の所得がある場合には、所得の多少にかかわらず市県民税の申告をしなければなりません。

市税に関するQ&A

単身赴任者の市県民税は？

Q 私は、5年前にI市で住宅を新築し、家族とともに生活していました。令和5年12月に転勤になり、郡山市に単身赴任していますが、平日は郡山市内の社宅から勤務し、土日は妻子の住むI市の自宅に帰っています。住民票は、郡山市に異動していますが、私の市県民税はどちらに納めるのでしょうか。

A I市で所得割と均等割、郡山市で均等割（家屋敷課税）を納めていただきます。

単身赴任者の住所は勤務日以外を家族のもとで生活している場合は、家族のもとにあると解されます。したがって、あなたの住所はI市にあることになり、I市で所得割と均等割が課税されます。

一方、あなたは住所のあるI市とは別に郡山市内に「家屋敷」をお持ちであるため、郡山市で均等割（家屋敷課税）が課税されます。

ひとくちメモ

『家屋敷課税』とは、住所のある市町村とは別の市町村に事務所、事業所、家屋敷を有している方は、その事務所などの所在している市町村で均等割が課税されることです。（地方税法第294条第1項）

家屋敷とは、自分や家族が住むための独立した住宅やアパート（間借りは除く。）のことをいい、実際に住んでいなくても、また、自分の所有でなくても、自由に出入りできるものであればこれに該当します。

具体的には、以下のような方が、郡山市で課税されることになります。

- ① 郡山市以外にお住まいの個人で事業を営んでいる方が、郡山市に事務所や事業所（店舗）を有している方
- ② 単身赴任（海外赴任を含む。）のように自分の住んでいる市町村とは別に郡山市内に家屋敷を有している方
- ③ 郡山市外にお住まいの方で、郡山市内にいわゆる別荘、別宅を有している方

これらに該当している方の場合は、住所地の市町村から所得割と均等割が、郡山市から均等割が課税されることとなり、ふたつの市町村から納税通知書が送付されますが、誤りではありません。

市税に関するQ&A

公的年金の税金は？

Q 私の令和5年の収入は公的年金だけでしたが、令和6年度の市県民税はかかりますか？また、私は、子供の扶養親族として控除の対象となりますか？

A 受給者の年齢が65歳以上か未満かによって次のようになります。

- 受給者の年齢が65歳以上の場合（昭和34年1月1日以前に生まれた人）
市県民税は、年金収入が148万円まではかかりません。
扶養親族控除は、年金収入が158万円までは受けられます。

年金の収入	所得税	市県民税均等割	市県民税所得割	扶養親族控除
148万円以下	かからない	かからない	かからない	受けられる
148万円超 155万円以下	かからない	かかる	かからない	受けられる
155万円超 158万円以下	かからない	かかる	かかる	受けられる
158万円超	かかる	かかる	かかる	受けられない

※所得控除は基礎控除のみとしています。

- 受給者の年齢が65歳未満の場合（昭和34年1月2日以後に生まれた人）
市県民税は、年金収入が98万円まではかかりません。
扶養親族控除は、年金収入が108万円までは受けられます。

年金の収入	所得税	市県民税均等割	市県民税所得割	扶養親族控除
98万円以下	かからない	かからない	かからない	受けられる
98万円超 105万円以下	かからない	かかる	かからない	受けられる
105万円超 108万円以下	かからない	かかる	かかる	受けられる
108万円超	かかる	かかる	かかる	受けられない

※所得控除は基礎控除のみとしています。

市税に関するQ&A

公的年金400万円以下で公的年金以外の所得金額が20万円以下の申告は？

Q 私は公的年金390万円の収入のみで確定申告が不要ですが、申告をしないと税金が増えると聞きました。どうすればいいのでしょうか？

A 公的年金の収入金額が400万円以下であれば確定申告は不要です。しかし、源泉徴収票に記載していない控除の追加や、公的年金以外に20万円以下の所得がある場合は、市県民税の申告が必要です。

市県民税の公的年金からの特別徴収の方法は？

Q 市県民税の公的年金からの特別徴収の方法を変えることはできますか？

A 平成20年4月の地方税法改正に伴い、納税者の便宜を図る（金融機関などで納める必要がなくなります。）目的で、年金からの特別徴収制度が導入されました。

この法律において、納税方法は一律のものとなっていますので、特別徴収と普通徴収を選択することはできません。

2種類以上の年金を受給している場合は？

Q 私は特別徴収の対象となる年金を2種類受給していますが、どちらの年金から特別徴収されることとなりますか？

A 2つ以上の年金を受給されている方の場合、その受給額の多少にかかわらず、特別徴収を行う年金について次のとおり優先順位が決められており、高順位の1つの年金から特別徴収されます。

- 1 国民年金法による老齢基礎年金
- 2 旧国民年金法による老齢年金等
- 3 旧厚生年金保険法による老齢年金等
- 4 旧船員保険法による老齢年金等
- 5 旧国家公務員共済組合法等による退職年金等
- 6 移行農林年金のうちの退職年金等
- 7 旧私立学校教職員共済組合法による退職年金等
- 8 旧地方公務員共済組合法等による退職年金等

市税に関するQ&A

公的年金からの特別徴収が中止になる場合は？

Q 私は毎年年金から市県民税が特別徴収されていますが、年度の途中で特別徴収が中止になることはあるのでしょうか？

A 次のような事由が生じた場合、年度の途中で公的年金からの特別徴収は中止となります。

中止となる事由

- ・ 税額が変更され、特別徴収税額が年金の年額を超えた、または既に納付された税額が年税額を上回った
- ・ 介護保険料の年金からの特別徴収が中止となった
- ・ 年度の途中で亡くなった
- ・ 年金給付の失権、差止め、支払年金額不足等が生じた
- ・ 郡山市外への転出（転出した時期による）

※転出・税額変更が生じてても一定の要件の下、特別徴収は継続されます。

年度の途中で特別徴収が中止になった方の残りの税額は、市から送付される納税通知書により普通徴収の方法で納めていただくこととなります。また、来年度の納付方法は、年金からの特別徴収が初年度と同様の流れになります。（詳しくは15ページの納付の方法と時期を御覧ください。）

年金以外の所得がある場合の特別徴収は？

Q 年金の所得に係る市県民税を公的年金からの特別徴収により納めていますが、公的年金以外の所得が生じた場合も年金から特別徴収されますか？

A 公的年金から特別徴収されるのは、公的年金の所得に係る市県民税のみとなります。それ以外の所得がある方は、所得の種類によって以下のようになります。

- ・ 給与所得に係る税額
 - 給与からの特別徴収（※1）
 - 普通徴収
- ・ その他の所得
 - 給与からの特別徴収（※1かつ※2）
 - 普通徴収

※1 事業者（給与支払者）から特別徴収の申請があった場合

※2 申告において「特別徴収」を選択した場合

法人市民税

法人市民税は、郡山市内に事務所・工場がある法人や、法人格のない団体等(以下「法人等」と呼ぶ)が納める税です。資本金や従業員数に応じて負担する**均等割**と法人等の所得に応じて負担する**法人税割**があります。

法人市民税を納める人（納税義務者）

納税義務者	納める税額
市内に事務所・事業所がある法人	均等割額と法人税割額
市内に寮や宿泊所のみがある法人で事務所・事業所がない法人	均等割額

均等割の税額

$$\text{均等割額} = \text{税率} \times \frac{\text{事務所等を有していた月数}}{12}$$

均等割の税率

資本金等の額	市内の従業員数	税率（年額）
公共法人及び公益法人等のうち地税法第296条第1項の規定以外のもの又は法人格のない社団等、一般社団法人・財団法人、資本金等の額を有しないもの		50,000円
	本市事業所等の従業員数が50人以下のもの	
1000万円以下の法人	〃 50人を超えるもの	120,000円
	〃 50人以下のもの	130,000円
1000万円を超え1億円以下の法人	〃 50人を超えるもの	150,000円
	〃 50人以下のもの	160,000円
1億円を超え10億円以下の法人	〃 50人を超えるもの	400,000円
	〃 50人以下のもの	410,000円
10億円を超え50億円以下の法人	〃 50人を超えるもの	1,750,000円
	〃 50人以下のもの	410,000円
50億円を超える法人	〃 50人を超えるもの	3,000,000円

- ★市内の従業員数……郡山市内に有する事務所・事業所又は寮などの従業員数の合計数。
- ★資本金等の額……期末現在の資本金等の額
- ★事務所等を有していた月数……暦に従って計算し、1月に満たない場合はその端数を切り捨て、全期間が1月に満たないときは1月とする。

※従業員数の合計数及び資本金等の額は、課税標準の算定期間の末日で判定します。

[例] 事業年度が令和5年4月1日から令和6年3月31日の法人の場合には、令和6年3月31日時点の資本金等の額と郡山市内の従業員数になります。

法人税割の税額

- 市内にのみ事務所・事業所を有する法人

$$\text{法人税割額} = \text{法人税額} \times \text{税率 (6.0/100)}$$

- 他市町村にも事務所・事業所を有する法人

$$\text{法人税割額} = \frac{\text{法人税額}}{\text{全従業者数}} \times \text{市内の従業者数} \times \text{税率 (6.0/100)}$$

法人等の設立・開設・変更に伴う届出

市内に新しく法人等を設立したり、事務所・事業所を開設した場合は、20日以内に法人名・所在地・代表者名・設立年月日・事業年度・資本金等の額などの必要事項を、また、商号変更・所在地変更・代表者変更・資本金等の額変更など届出内容に変更を生じたときは、変更内容を市民税課まで届出てください。

申告納付

法人市民税は、事業年度が終了した後、一定期間内に法人自ら均等割額と法人税割額を算出して申告し、その税額を納めることになっています。

これを申告納付といいます。